

令和7年度浦山地区森林環境保全整備事業
(保護伐、保育間伐(活用型)及び地拵)

作 業 仕 様 書

この請負事業の作業仕様書は、次のとおりとする。

製品生産事業請負標準仕様書(令和6年3月1日以降)

関東森林管理局製品生産仕様書(令和5年3月1日以降)

検知業務仕様書(令和2年4月7日以降)を適用するものとする。

関東森林管理局造林事業仕様書(令和5年12月1日以降)を適用する。

特 記 仕 様 書

この請負事業に係る特記仕様書及び特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1. 森林作業道の作設について

- (1) 23い林小班の作業道作設にあたっては、26は1林小班の立木販売を予定していることから搬出路の設定、作設、利用にあたって調整が必要となる場合があり、監督職員と協議し、協力すること。
- (2) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」(令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通に基づき行うこととし、別紙「森林作業道特記仕様書」のとおりとする。
- (3) 請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 請負者は、(3)で承認された森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (5) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により、林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業用車両の通行について

- (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあつては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損害等の行為があった場合は、原因者負により対処すること。
- (2) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。

3. 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合について

- (1) 事業箇所周辺には国有林を第三者に貸付している国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地地権者の承諾等

を得ること。

(2) 事業実行にあたり、貸付施設に損傷等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。

(3) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。

4. 各種法令等の許可等について

当事業地は、水源かん保安林等に指定されており、指定された立木以外の立木を伐採する場合や作業道の作設等により土地の形質を変更する場合（架線を含む）は、県知事等との協議が必要であるため、作業前に協議手続きを行い、県知事等の同意を得た後に着手すること。

5. C S F（豚熱）への対応について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、埼玉県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めること。

6. 作業方法について

当該事業地の作業方法（搬出方法・施設の使用等）について、監督職員の立ち合い・承認を得てから実施すること。また、列状間伐実施個所においては、あらかじめ列の方向等について監督職員の確認を受けることとする。

7. 林地残材の処理方法について

(1) 搬出をしない伐倒木は、必要に応じて表土流出の観点から等高線に沿って接地させ、転落・流出しないように伐根や止め木等により固定させること。

(2) 末木枝条について、上記存置木の上流側に集積するものとし、沢敷きや降雨時に出水の恐れがある窪地等への集積は行わないこと。

8. 検知作業について

原則として一般材は毎木検知、低質材は層積検知とする。ただし、低質材であっても層積検知換算率を算出するため、層積検知開始前に1つ以上の極山については毎木検知も行うこととする。また、事業中に生産元林小班や材品質が変わった場合、その都度換算率の変更を指示する場合がある。

9. 山火事発生時における消火活動等への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

10. トラック運材

製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に定める封印の対象は、国有林外へ運搬する場合とする。封印は、監督職員の指示を受けて行うものとし、発送時点において荷締策の結び目等を開封まで外すことができないように行うものとする。

1 1. 事業進捗状況管理

毎月、様式 1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月 10 日までに提出すること。

また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。

なお、様式の記入については、別紙事業進捗状況管理（様式の記入要領）によるものとする。

1 2. 実行写真の提出について

実行写真の提出にあたっては、紙媒体に加え電子媒体を提出すること。納品にあたっては、製品生産事業請負実行管理基準に沿って行うこと。

1 3. 技術提案の履行確認について

技術提案書の様式 9 に記載した技術提案の履行状況が分かる書類及び写真（任意様式）を、完了検査時に提出すること。

1 4. 生産請負材の生産管理について

（1）生産請負材（以下「生産財」という。）については、承認を受けた事業計画に基づき、計画的かつ円滑な実施に努めること。

（2）生産材は、事業地での生産から受け入れ市場における販売まで一貫して行うため、素材の生産状況、市場の土場の貯材状況、市場における当該素材の検知、仕分け、桟積及び販売の進捗状況等を勘案し、森林管理事務所長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な搬出・受入に必要な調整を行うこととする。

別紙

森林作業道作設に係る特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出・主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30 cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等か

ら、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

地 拵 特 記 仕 様 書

1. 地拵について(人力)

急傾斜等の重機による作業が困難な箇所において、人力による地拵を実施する場合の植幅、置幅については下記のとおりとする。

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 2. 7 m以上 置幅 1. 7 m以内	2 1 へ、ぬ林小班 2 3 い林小班

2. 地拵について (機械)

ア 末木枝条等は区域内に筋状に集積するか、搬出後に不要となった作業道上へ集積すること。なお、作業道上に集積する場合は、歩道として使用するため作業道敷の谷側 1 m程度を確保し山側に集積すること。その際、1. 5 m程度の間隔で作業道へ杭を設置し安定させること。

イ アのほか、植栽に適さない岩石地等のうち、流失のおそれのない場所に固めて集積することも認める。なお、崩落防止のため杭を設置し安定させること。

ウ 林地保全のため、グラップル等の重機を用いて末木枝条を整理、集積する際に過度に表土を剥ぎ取らないよう注意すること。

造林事業請負標準仕様書等

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

○造林事業請負標準仕様書

○関東森林管理局仕様書

上記の掲載場所

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>